明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔府　令〕
○企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（内閣府一六）　一
〔省　令〕
○電気通信事業法施行規則等の一部を改正する省令（総務一四）　五
〔規　則〕
○原子力規制委員会の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則等の一部を改正する規則（原子力規制委一）　九
〔告　示〕
○総務省所管事業分野における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応指針の一部を改正する告示（総務五五）　三三
○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第三条第四項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準及び地方厚生局長及び四国厚生支局長が行う補助金等の交付に関する事務の一部を改正する告示（厚生労働七〇）　三三
○中部山岳国立公園の指定植物を指定する件（環境一〇）　三三
〔公　告〕
諸事項　三六
裁判所
破産、免責、再生関係　三六
特殊法人等
日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・職務上の氏名の使用関係　八三
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　八六
会社その他
会社決算公告　八七

府令

○内閣府令第十六号

金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十五号）第五条第一項の規定に基づき、企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和六年三月七日

内閣総理大臣　岸田　文雄